

# 令和3年度における 納税環境整備に関する改正 について(1)

和栗佑介

## はじめに

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられた。

このうち納税環境整備については、税務関係書類における押印義務の見直しを行うとともに、電子帳簿等保存制度の見直しを行う等の措置が講じられている。

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明する。

## 一 税務関係書類における押印義務の見直し

### I 改正の背景等

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにテレワークの推進が課題とされる中、我が国における書面主義・押印原則・対面主義がその阻害要因となっているとの指摘があったことや、デジタル・ガバメントの推進による行政コスト削減の観点を踏まえ、こうした官民の規制・制度や慣行について、規制改革推進会議が方針を取りまとめた上で見直しを実行するよう、内閣総理大臣より関係省庁に指示がなされた。その後、規制改革推進会議によって示された見直しの具体的な基準や「規制改革実施計画」等に掲げられた方向性に沿って、緊急

対応及び恒久的な制度的対応が政府全体として進められてきた。

このうち税務関係書類への押印については、国税通則法第124条第2項をはじめとする法令の規定により必要とされてきたところ、政府税制調査会及び同調査会の下に設置された納税環境整備に関する専門家会合における議論等を踏まえ、今回の改正において必要な措置が講じられた。

以下では、押印義務の見直しに関する国税通則法等の国税通則関係の改正について説明する。